

財形住宅預金

ご利用いただける方		新規契約時点で満55歳未満の勤労者 ただし1人1契約・1店舗に限ります												
預入	期間	5年以上 据置期間はありません。												
	方法	給与、賞与からの天引預入となります。												
	金額	1,000円以上												
	単位	1,000円												
払戻方法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の居住する住宅の取得や、工事の額が75万円を超える増改築、リフォーム等（以下、住宅の取得等）に必要な資金を住宅の取得等の前後に分けて次により払い出すことができます。 イ. 住宅の取得等後に払戻を行う場合は、当該住宅の取得等に要した金額以下の金額 ロ. 住宅の取得等の前に払戻を行う場合は、財形住宅預金残高の10分の9に相当する額（残金のお支払は取得後になります）、または当該住宅の取得等に要する金額のいずれか低い方の金額 ・ 住宅の取得等以外の目的のための払戻はできません。 ・ 確認書類の提出が必要です。 												
利息	適用金利	1. 預入ごとに期日指定定期預金の店頭表示の利率（固定金利）を適用します。 2. 適用利率は当行所定の日によりそれぞれ変更します。												
	付利単位	1円												
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します。												
税制上の取扱		<ul style="list-style-type: none"> ・ 財形年金預金と合わせて元金550万円（元加利息を含む）まで非課税となります。 ・ 預入残高が非課税限度を超過する場合、またはお預入れを2年超中断された場合は、非課税の適用は受けられなくなりますので、その時点で預入残高の全額を課税扱いに変更していただきます。 ・ 住宅の取得等の支払目的以外の払戻の場合は、過去5年間さかのぼって20%の追徴課税が行われます。 ※課税扱いとなる場合には、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。												
中途解約の取扱		この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 6か月未満</td> <td>預入日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> 前項②から⑥までの基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。	① 6か月未満	預入日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
① 6か月未満	預入日における普通預金の利率													
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%													
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%													
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%													
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%													
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%													
預金保険制度		預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。）												
その他		事業者が勤労者との契約に基づき勤労者に支払う賃金から控除し、勤労者に代わって預入することが条件となります。												
金利情報の入手方法		窓口でお問い合わせください。												
当行が契約している 指定紛争解決機関		全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772												

（平成27年4月現在）